

伊賀市空家再生等推進事業補助金の流れ

伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

補助を受け、事業を開始した者は、10年間事業を継続して実施する必要がある、毎年事業経過報告の提出が義務付けられています。

伊賀市	補助金申請者	工事業者	流れ
	事前の相談	※伊賀市内の業者に限る	①相談又は訪問 電話又は窓口相談 ※相談後に様式を送付
事業計画書のヒアリングを行います。疑義等が無くなるまで繰り返し修正を行います。	事業計画書 事業の内容 収支計画、 借入状況を 詳しく記載		②事業計画書作成 申請前に事前に事業計画書を作成し、補助対象となるか事前の相談が必要です
補助金申請書	補助金申請書 誓約書 事業計画書 公園 登記事項 証明書 定款	見積書 工程表 位置図 平面図 現況写真 耐震補強計画 耐震診断 結果報告	③書類準備と申請手続き 申請に必要な書類を準備します。 跡地活用除却工事は耐震関係書類は不要です。
提出書類を審査します。不備がある場合は差戻します。審査と決定まで1週間程度掛ります	補助金 交付決定 通知 契約	工事請負 契約書	④工事請負契約を結ぶ 工事請負契約書は補助金交付決定日以降に締結する必要があります。
工事着工可 前払い金があり、概算払いが必要な場合は、工事着手届時に提出します	工事請負契約書 概算払い請求書 工事請負 概算払 請求書 適合通知 写し	適合通知※1 確認済証※2 届出書※3 許可書※4 委託契約書※5	⑤工事着手前の事前の提出 工事着工までに事前に工業者に説明して必要書類の準備をします
補助金 変更交付 申請書	金額変更（見積書） 工期変更（工程表） ※事前に市へ相談 変更決定通知	金額・工期変更!!	⑥申請内容の変更 工事着手後、工事金額や工程に変更が生じた場合変更申請が必要です
補助金 実績報告書	領収書（写） 完了写真 産廃管理票（写）	工事代金支払い 領収書発行 完了写真撮影 産廃管理票E票	⑦工事完了手続き 工事完了後、速やかに実績報告書を提出します。添付する書類の準備を工業者に依頼
完了検査 不正・法令違反がある場合は改善指導	不正・法令違反!!		⑧完了検査 改善されるまで補助金の請求はできません。交付取消しもあります
支払	交付額確定通知書 提出		⑨支払い 補助金請求書を提出後およそ1月以内に支払われます。

※1 土地利用条例第30条第1項の適合通知書又は同条例第52条第1項の特定事業認定書の写し（同条例における建築開発事業を行う場合に限る。）
 ※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（補助対象工事が200㎡以上の建築物に係るものであって、同条第1項に該当する場合に限る。）
 ※3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項に規定する届出に係る届出書の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当する場合に限る。）
 ※4 施工事業者又は施工事業者の下請け事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項の許可を受けた者であることを証する書面の写し
 ※5 産業廃棄物の運搬及び処分委託に係る契約書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。）の写し（産業廃棄物の運搬及び処分を第三者に委託する場合に限る。）